

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年10月30日

【会社名】 株式会社フジ

【英訳名】 FUJICO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 尾崎 英雄

【本店の所在の場所】 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号

【電話番号】 (089)922 - 8112(直通)

【事務連絡者氏名】 取締役 経営企画担当 松川 健嗣

【最寄りの連絡場所】 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号

【電話番号】 (089)922 - 8112(直通)

【事務連絡者氏名】 取締役 経営企画担当 松川 健嗣

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 1,093,719,900円
(注) 募集金額は、発行価額の総額であり、平成29年10月20日
(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式
の終値を基準として算出した見込額であります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	390,000株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株

- (注) 1 平成29年10月30日(月)開催の取締役会決議によります。
- 2 本募集とは別に、平成29年10月30日(月)開催の取締役会において、当社普通株式2,610,000株の一般募集（以下「一般募集」という。）を行うことを決議しております。また、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から390,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といい、一般募集と併せて以下「本件募集売出し」という。）を行う場合があります。
- 3 本募集は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社を割当先として行う第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」という。）であります。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 4 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	390,000株	1,093,719,900	546,859,950
一般募集			
計（総発行株式）	390,000株	1,093,719,900	546,859,950

- (注) 1 本募集は、前記「1 新規発行株式」(注) 3に記載のとおり、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社を割当先として行う第三者割当の方法によります。なお、当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称		野村證券株式会社
割当株数		390,000株
払込金額		1,093,719,900円
割当予定先の内容	本店所在地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
	代表者の氏名	代表執行役社長 森田 敏夫
	資本金の額	10,000百万円
	事業の内容	金融商品取引業
	大株主	野村ホールディングス株式会社 100%
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数
		割当予定先が保有している当社の株式の数(平成29年8月31日現在)
	取引関係	一般募集の主幹事会社
	人的関係	
当該株券の保有に関する事項		

- 2 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
- 3 発行価額の総額、資本組入額の総額及び払込金額は、平成29年10月20日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	100株	平成29年12月11日(月)	該当事項は ありません。	平成29年12月12日(火)

- (注) 1 発行価格については、平成29年11月7日(火)から平成29年11月10日(金)までの間のいずれかの日に一般募集において決定される発行価額と同一の金額といたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を新規発行株式の発行数で除した金額とします。
- 2 本第三者割当増資においては全株式を野村證券株式会社に割当て、一般募集は行いません。
 - 3 野村證券株式会社は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の取得予定株式数につき申込みを行い、申込みを行わなかった株式については失権となります。
 - 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格を払込むものとします。

(3) 【申込取扱場所】

場所	所在地
株式会社フジ 本店	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 新居浜支店	愛媛県新居浜市中須賀町1-7-33

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
1,093,719,900	5,000,000	1,088,719,900

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 払込金額の総額は、平成29年10月20日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額上限1,088,719,900円については、本第三者割当増資と同日付をもって決議された一般募集の手取概算額7,279,510,100円と合わせ、手取概算額合計上限8,368,230,000円について、平成31年2月期末までに全額を当社グループの設備投資資金に充当する予定です。

具体的には、設備投資資金の一部として、平成30年9月未までに店舗の新設(459百万円)に、平成30年11月未までに既存店舗建替(1,051百万円)及び平成30年7月未までに当社子会社である(株)フジマート四国の既存店舗建替(420百万円)に充当し、残額を平成30年3月未までにエミフルMASAKIの店舗の自社所有に関連する信託受益権の取得費用の一部に充当する予定です。

なお、「第三部 参照情報 第1 参照書類 1 有価証券報告書(第50期)」の「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画(1) 重要な設備の新設等」及び「3 四半期報告書(第51期第2 四半期)」の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(7) 主要な設備」に記載した当社グループの設備投資計画は、本有価証券届出書提出日(平成29年10月30日)現在(ただし、既支払額については平成29年9月30日現在)、以下のとおりとなっております。

会社名 事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月 (予定)	完了年月 (予定)	完成後の 店舗面積
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
(株)フジ フジ小郡店 (山口県山口市)	小売事業	店舗の 新設	227	1	増資資金、 自己資金 及び借入金	平成29年 8月	平成30年 2月	1,529㎡
(株)フジ フジ波止浜店 (愛媛県今治市)	小売事業	店舗の 新設	233		増資資金	平成30年 5月	平成30年 9月	2,946㎡
(株)フジ フジ宇和島店 (愛媛県宇和島市)	小売事業	店舗の 建替	1,056	5	増資資金、 自己資金 及び借入金	平成30年 1月	平成30年 11月	2,815㎡
(株)フジ エミフルMASAKI (愛媛県伊予郡松前町)	小売事業	店舗の 自社所有	9,500		増資資金、 自己資金 及び借入金	平成29年 10月	平成30年 3月	146,773㎡
(株)フジマート四国 ABC上一万店 (愛媛県松山市)	小売事業	店舗の 建替	420		増資資金	平成29年 10月	平成30年 7月	1,050㎡
合計			11,436	6				

(注) 1. 「増資資金」は、今回の一般募集及び本第三者割当増資による調達資金であります。

2. 上記金額には、消費税等を含めていません。

3. 当社子会社である(株)フジマート四国の設備投資資金への充当については、当社から当該子会社への融資を通じて行う予定であります。

4. エミフルMASAKIの着手年月は契約締結月であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

オーバーアロットメントによる売出し等について

当社は、平成29年10月30日(月)開催の取締役会において、本第三者割当増資とは別に、当社普通株式2,610,000株の一般募集(一般募集)を行うことを決議しておりますが、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から390,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。本第三者割当増資は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために行われます。

また、野村證券株式会社は、本件募集売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成29年12月5日(火)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数(以下「取得予定株式数」という。)について、野村證券株式会社は本第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第50期(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)平成29年5月19日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第51期第1四半期(自 平成29年3月1日 至 平成29年5月31日)平成29年7月14日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第51期第2四半期(自 平成29年6月1日 至 平成29年8月31日)平成29年10月13日関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年10月30日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年5月22日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成29年10月30日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

以下の内容は当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、本有価証券届出書提出日(平成29年10月30日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

[事業等のリスク]

(1) 競争の激化

当社グループは、中四国を基盤として店舗展開をしていますが、事業の性格上、各店舗の商圈内の同業他社との競争状況にあります。また、異業種の参入も含め、当社グループの店舗商圈内に新規の他社店舗が多数参入した場合、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 景気・季節要因

当社グループは、「小売及び小売周辺事業」を核として一般消費者を対象としているものであり、景気の低迷による購買力の低下や想定以上の天候不順により、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 商品・原材料等の価格変動

当社グループは、お客様のニーズの変化に合わせた商品の提供と店舗開発を進めていますが、為替、原油等の市況変動や景気動向により、商品・原材料・店舗資材等の調達価格や開発費用が大きく影響を受ける可能性があります。これにより商品仕入や店舗設備に要する費用が増加し、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 人材の確保及び費用

当社グループは、お客様に満足していただける商品とサービスの継続的な提供を支える「人材の確保と育成」が重要な課題であると考えています。国内景気の動向や少子高齢化の進行による人口構成の変化等により、その計画が予定通りに進まない場合や、労働関連法令の改正等により人件費負担が増加する場合、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 個人情報の保護

当社グループは、個人情報の保護について、社内規程等の整備や従業員教育、情報システムのセキュリティを強化するなど漏洩防止策を徹底していますが、何らかの事情により顧客の個人情報が漏洩した場合、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 法的規制等

当社グループでは、大規模小売店舗立地法、独占禁止法、食品の安全や環境・リサイクル等に関する法令等に十分留意した事業活動を行っていますが、法令の改正等に対応するため、コストが増加する可能性があります。それにより、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 自然災害等

当社グループは、中四国を基盤として店舗展開しています。自然災害等に対しては緊急時の社内体制を整備していますが、大規模な地震、風水害等が発生した場合、当社グループの事業活動に著しい支障が生じ、財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 貸倒及び利息返還請求

当社グループは、金融サービス事業(クレジットカード事業)における売掛金及び営業貸付金に対して十分な貸倒引当金を計上しています。また、営業貸付金の適用金利のうち、利息制限法に定められた利息の上限金利を超過する部分について、請求される可能性のある利息返還請求に対しては、利息返還損失引当金を計上していますが、貸倒及び当該返還請求が予想外に拡大し、引当金の大幅な積み増しの必要性が生じた場合、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 金利・金融市場の変動

設備投資資金は自己資金及び金融機関からの借入金により対応しており、当社グループの連結総資産に占める有利子負債依存度は、平成29年2月28日現在で23.6%となっています。

当社グループは借入金の圧縮等により財務体質の強化に努める方針であり、また、固定金利による資金調達を行うことで、金利上昇リスクの低減を図っておりますが、今後の金利・金融市場の変動により、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社フジ 本店

(愛媛県松山市宮西一丁目2番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

該当事項はありません。